

改訂保育指針：第1章「総則」に関するメモ

担当：大場幸夫

## \*「改訂版の構成について」

## 【1】改訂の主旨：なぜいま改訂か（指針&amp;解説）

- 改訂意図の周知徹底：保育者だけではなく、県や市町村の保育行政関係者にもぜひとも周知するために、指針・解説の双方において触れる必要がある。
  - 改訂の形：「告示化」、「大綱化」、「規範化」
  - 必要な事項については**最低基準としての備え**を求められるものとなる。
  - 保育実践の場において、**一層の創意工夫を促す**ために。
  - こどもの最善の利益を護る保育実践を適切に進めるための**基本方針**の手引きとなる。
- 保育指針改訂の**歴史的な経緯**などは解説書にて紹介

## 【2】「改訂された保育指針」とは：なにをどう改訂したか（解説）

- 大綱化**：指針の構成を簡潔で明快な内容で示す
- 指針の構成**：「保育内容の指針」、と「内容に関連する運営事項に関する最低基準」としての性格を明確にする。そのために**解説を作成**する。
- より広い活用**：保育に携わる者や、保護者等により広く活用されるように、指針の構成、内容をよりわかりやすいものに見直す。
- 現行指針の構成との比較**：13章構成を**7章構成**へと改めた諸点とその理由を述べる。
- 対照による一覧の表示（指針&解説の別に）

## \*「第1章 総則」

## 【1】はじめに：総則について（指針&amp;解説）

- (1)「総則」とは：きまりとしてのおおもと
- (2)「保育所」の定義と性格：入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するために相応しいものであること。そうであるなら、最低基準の保障ではなく、**最適あるいは最善の基準の保障を目指すべき性格をもつ施設であるべき**。
  - "幼保一体化"の趨勢と「保育所」：保育所の役割を失うのではなく、その責務が**統合的な幼児施設**においても機能する性質を有すること。
- (3) 保育所の役割・機能(事務局たたき台 参照)
  - ①改訂の基本方針：保育所はこどもにとっての**機能**(保育による健全な心身の発達)、**保護者にとっての機能**(保育と一体的に行われる園児の保護者への支援、地域の在宅子育て家庭への支援)の2つの役割を担う。
  - ②**保育の特性**：保育は、一人一人のこどもの発達状況に応じた**養護**(健康安全の保持 及び情緒の安定)及び**教育**(生きる力の基礎を培う発達援助)の**一体的に営み**であること。
- (4) 保と幼の協働：幼稚園教育要領との調整に必要な**考慮点**を考える
  - そのような時代の趨勢を考慮して、保育所も幼稚園も、できるかぎりゆるやかな線引きを心がけて、垣根を取り払い、こどもの最善の利益を護る方向への協働が保育者に求められる。

(5) 用語も改訂版を求められる：

＜例＞「保育に欠ける」：厳密に限定することを指針でも踏襲するのか

＜例＞「家庭養育の補完」

＜例＞「養護と教育の一体となって」

(6) 保育所保育の特性（例示）

- ①まず、こどもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意する必要がある。
- ②こどもたちが自己を十分に発揮しながら活動できるような環境の基で、健全な心身の発達を図れるようにする必要がある。
- ③こどもの生活リズムを尊重するとともに、こどもの思いに保護者の意図を重ねた保育環境づくりが必要である。
- ④そのように用意された環境の基で、こどもたちは自ら人やものと能動的に関わることのできる状況を実現されなければならない。
- ⑤また、一人一人が独自の存在として認められる関わりの中かで、こどもたちは健やかに自己を形成することができる。そのために周囲からも働きかけられるような関わりが不可欠である。
- ⑥保護者の養育の代替えではなく、保育者と保護者が協同してこどもを育てる基本姿勢が重要である。
- ⑦また家庭や地域社会との連携を図り、保護者や地域住民との協力が不可欠であり、互いが支え合う関係の形成に努めねばならない。
- ⑧保育所は地域の子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的な役割を担わねばならない。園内の保育のみならず、地域の家庭における保育の支援によって、こどもの育ちを支える役割を担う必要があるからである。

(7) 保育の原理

このような理念や状況に基づき、保育を展開するに当たって必要な基本的事項をあげれば次の通りである。(以下は基本的に現行の指針を基にした修正を試みてまとめる)

1) 保育の目標

2) 保育の方法

3) 保育の環境

(8) 保育の内容構成の基本方針 ←今回の話し合いを反映させる

1) ねらい及び内容

2) 保育の計画

(9) 保育所の社会的責任

→所長のリーダーシップの下に、保護者及び社会への的確な説明責任の発揮、苦情処理、個人情報保護への的確な対応の重要性について規定する必要がある。

(10) 保育の運営に関する基本事項or基本方針 ←今回の話し合いを反映させる